

監 第 6 1 号  
平成 24 年 3 月 23 日

請求人 様

京都市監査委員 繁 隆 夫  
同 津 田 早 苗  
同 不 室 嘉 和  
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 24 年 2 月 20 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、財団法人京都市森林文化協会（以下「本件協会」という。）が京都市からの平成 23 年度の補助金を不正流用した事実に関し、当該事実に対する業務改善計画の内容では、当該補助金の不正流用の原因及びその防止策が見えないことをもって、本件協会に対する補助金は無駄な支出であり、また、本件協会は再度公金を流用する可能性が高いとして、平成 24 年度予算案に計上されている本件協会に対する補助金を支払わないよう求めるものである。
- 2 上記 1 から、本件請求は、平成 24 年度における本件協会に対する補助金の支出をもって、住民監査請求の対象とする法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものであると解される。
- 3 住民監査請求をする際は、違法又は不当とする財務会計行為について、事実を証する書面を添付しなければならないところ（法第 242 条第 1 項）、本件請求では、上記 2 の補助金の具体的な金額が示されるとともに、当該補助金が平成 24 年度の予算案に計上されていること、及び同年度も本件協会が当該補助金を受けようとしていることを主張されているが、当該事実の根拠が明らかではない。
- 4 そこで、上記 3 の点について、請求人に補正を求めたところ、請求人は、何ら補正を行っておらず、当該事実の根拠が示されていない。
- 5 よって、本件請求は、法第 242 条第 1 項の規定に適合しているとは認められない。